

# 自然災害と社会教育をめぐる試論的検討

— 阪神・淡路大震災の記録から考える鹿児島の社会教育 —

鹿児島大学法文学部 農中 至

## はじめに

本稿の目的は、阪神・淡路大震災以降の災害と社会教育をめぐる研究および関連記録に注目しつつ、近年の災害と社会教育に関する考察の動向を手がかりに、鹿児島県におけるこれからの自然災害を意識した地域社会教育のあり方を検討することである。

今日まで、災害と教育をめぐるのは主に学校防災との関わりで研究が蓄積されてきており、たとえば、自然災害の教材化など<sup>1</sup> 内容もアプローチも様々である<sup>2</sup>。東日本大震災以降も学校を軸に災害と教育にまつわる議論と考察が深められており、「東日本大震災後の学校防災」<sup>3</sup>や「今後の学校防災の展望」<sup>4</sup>などが問われている。災害と教育をめぐるのは学校を核とした研究が先行しているといつてよい。これに対して社会教育の場合はどうであろうか。

2013年に刊行された『希望への社会教育』（東洋館出版社）は「3.11後社会のために」の副題が示す通り、東日本大震災後の日本の社会教育のあるべき姿についての論考が多数収録されている。序章と終章を除く全14章のうち、「原発」や「震災」を直接のテーマとした研究は多く、いずれも注目に値する内容である<sup>5</sup>。

たとえば千葉悦子は福島県相馬郡飯館村の事例を詳細に検討し<sup>6</sup>、今後の地域社会の展望について論じ、高橋満・槇石多希子らは東北の被災地におけるアートの可能性を論じる<sup>7</sup>。また、石井山竜平は、被災当事者相互の対話の可能性とその結果生成する学習の意味について吟味し<sup>8</sup>、櫻

井常矢は、震災復興と社会教育の関わりを宮城県東松島市や福島県浪江町の事例を参照し、「復興まちづくり推進員」の存在に注目しながら論じ、今後の課題についても整理している<sup>9</sup>。これらの研究は、東日本大震災という出来事を前に、地域再生やつながりの回復において社会教育が果たし得る役割とはなにか、果たし得る固有の役割があるとしてそれは具体的にどのような内容であるのかを問うているといえる。状況を丹念に解明し、その場、その時の事態を分析・記述している点で、いずれも貴重なモノグラフである。

これら諸論稿に先立ち、日本の社会教育学研究の分野で、震災がクローズアップされた時代がある<sup>10</sup>。その際の主題は「ボランティア・ネットワーキング」であり、背景には阪神・淡路大震災があった<sup>11</sup>。「一九九五年一月一七日、払暁、阪神・淡路地方を襲った大地震は、ボランティア活動ならびにネットワークの重要性をクローズアップさせた。国・地方自治体の後手々々にまわる対応に対して主体的に行動するボランティア活動、交通通信網の物理的渋滞をよそにパソコン通信・インターネットによる迅速な情報の提供は、予想を上廻る効果をあげた。この二つが欠けていたならば、その災害はさらに深刻なものになっていたであろう」<sup>12</sup>という冒頭文ではじまる本書に掲載された研究の多くは、市民活動ボランティア、高齢者ケアボランティア、社会教育施設・博物館ボランティア、諸外国のボランティアの実態に言及するものであり、震災との関係を主なテーマとしたものには朴木佳緒留・松岡廣路らの考察がある<sup>13</sup>。

この朴木と松岡らの研究では「震災救援ボランティア」  
建の学習から—」同上、pp.173-188。

<sup>9</sup> 櫻井常矢「震災復興にみる新たな社会教育のかたち—つながり・地域再生への実践が育む学び—」同上、pp.212-230。

<sup>10</sup> とはいえ、以下で検討する文献は直接震災や災害をテーマとして編まれたわけではない。

<sup>11</sup> 日本社会教育学会編『ボランティア・ネットワーキング—生涯学習と市民社会— 日本の社会教育第41集』東洋館出版社、1997。

<sup>12</sup> 同上、p. 1。

<sup>13</sup> 朴木佳緒留・松岡廣路「阪神・淡路大震災とボランティア・ネットワーク—社会教育を視軸にして—」同上、pp.186-205。

<sup>1</sup> 藤岡達也編著『環境教育からみた自然災害・自然景観』協同出版、2007。

<sup>2</sup> 藤岡達也編著『持続可能な社会をつくる防災教育』協同出版、2011。

<sup>3</sup> 学校防災研究プロジェクトチーム『生きる力を育む学校防災Ⅱ』協同出版、2014。

<sup>4</sup> 学校防災研究プロジェクトチーム『生きる力を育む学校防災Ⅲ』協同出版、2015。

<sup>5</sup> 日本社会教育学会60周年記念出版部会編『希望への社会教育』東洋館出版社、2013。

<sup>6</sup> 千葉悦子「原発被災による地域解体と住民の学び直し」同上、pp.24-27。

<sup>7</sup> 高橋満・槇石多希子「震災とアート教育の可能性—ホリスティックな学びの意義—」同上、pp.155-172。

<sup>8</sup> 石井山竜平「互いの存在に学ぶ方法—被災当事者による地域再

を軸に、震災後のボランティアグループの推移を整理・検討し、ボランティアのネットワーク2名からの聞き取り調査をもとに、復興の歩みのなかでボランティアグループが辿る経路について解明している。関心の中心は、「ネットワーク」のプロセスの究明にあり、「行政と住民の中間項としてのボランティア活動あるいはボランティアグループが、住民の社会参画の足場となり、同時に、自己変革の場として機能する可能性を探り、さらに、その機能を維持する手法としてネットワークに注目する」<sup>14</sup>という説明からもわかるように、現在では馴染深いボランティア活動やボランティアグループそのものに対する「新鮮な問い」が存在していたことがわかる。

すなわち、震災後における住民の学習のあり方や社会教育職員・行政の関与の実態、地域の共同性の回復に社会教育がどのように寄与しうるかといったような、東日本大震災以降深められている問いの萌芽はなく、震災を契機に登場したボランティアの存在や生成したボランティアグループ、そしてそれらのネットワークとはどのようなものであるかを理解しようとする第一義的な問いが存在していた。1997年に刊行された論集であり、冒頭の論集との間にはわずか15年の開きしかないが、時代の変化を物語るものといえる。

ところで、日本社会教育学会の研究論集ではないが、阪神・淡路大震災の翌年に末本誠によってまとめられた『生涯学習論』（エイデル研究所、1996）には、阪神の社会教育関係職員と共同でまとめた「震災復興と社会教育の課題」と題する資料が掲載されている<sup>15</sup>。この小論は本稿のテーマである「自然災害」と社会教育の関係を問う上で、今日的にみても意義を有するものと考えられることから、以下この内容の検討を進め、これからの鹿児島県における災害と社会教育の関係のあり方について考察してみたい。

なお、今日災害をテーマとした社会教育学研究の成果も公開されつつあるが<sup>16</sup>、これら一連の研究では以下検討する「阪神社会教育研究会」に関する言及はほとんどみられない。その意味でも、過去の動きを今日振り返っておくことは、今後の地域や地域社会教育の展開の方向性を検討する上でも一定の意義はあるだろう。それは、過去の指摘に照らして現状がどうであるのかを批判的に吟味することが可能となるからである。さらに、鹿児島県では豪雨災害の

<sup>14</sup> 同上、p.187。

<sup>15</sup> 末本誠『生涯学習論』エイデル研究所、1996、pp.188-198。

<sup>16</sup> 野元弘幸編著『社会教育における防災教育の展開』大学教育出版会、2018。

リスクや火山の噴火リスクもあり、最近では島嶼部をはじめ県内各地で地震も発生している。東日本大震災も阪神・淡路大震災も鹿児島からは遠く離れた地域で起こっており、台風などの風水害を除けば災害のリスクを身近に感じることが日常的には多いとはいえない。そのような地域であるからこそ、過去の地域を越えた視点を媒介に鹿児島のこれからの考察しようとするアプローチは有効なのではないかと考える。

## 1. 阪神社会教育研究会が残したもの

末本誠著『生涯学習論』（1996）所収の「震災復興と社会教育の課題」と題された小論は、「…被災後一年が過ぎようやく混乱から復興に向かう今日、それぞれが見・聞き・経験したことを整理し日本の社会教育全体の教訓として提出することを、避けることのできない課題」<sup>17</sup>として編まれたものである。また、深く反省するように、「地震そのものは地下の活断層が動いて起きたが、この地震では独居の高齢者の存在のような社会の活断層が姿を現したという感じが強い。社会教育の場合にも、ルーティン化した日々の活動の中に隠れて見えなかった課題に、私たちが今後どのように応えていくのか。社会教育が汲み取るべき教訓は大きい」<sup>18</sup>と課題意識が述べられている。

ここでは、8つの視点からその教訓が説明されている。それは①社会教育が物理的に地震の影響を受けたこと、②社会教育行政と施設職員は一律に自治体職員としての全体の緊急配備態勢に組み込まれ、救援活動に当たったこと、③社会教育の復旧・復興を図るうえで、避難所を解消し、本来の機能と役割を回復しなければならなかったこと、④被災下で住民の自治・連帯の活動や地域のコミュニティの役割が、いかに大きいか明らかになったこと、⑤これまでの社会教育がいわゆる弱い立場に置かれた人々に対して何をしてきたのかということ、改めて考えるきっかけになったこと、⑥復興の過程に社会教育の役割を積極的に位置づける必要があること、⑦地域づくりとかかわる社会教育が、住民自身の自治的で自主的な活動としてすでに展開していること、⑧社会教育の観点からみた学校の役割として、避難所が一つの社会になったことの8点である。以下、今日的にも特に注目しておきたい点についてやや詳しくそれぞれの内容を確認していきたい。

<sup>17</sup> 末本誠『生涯学習論』前掲書、p.188。

<sup>18</sup> 同上。

## (1) 弱き存在への気づき

小論で特に注意を惹くのは「弱い立場におかれ人々に対して何をしてきたのか」という視点である。これは2011年の東日本大震災、そして2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨災害、2018年の西日本豪雨においても繰り返し浮上した一般的な問いとも重なるものであろう。阪神・淡路の震災の場合、犠牲者の多くが高齢者であったこと、老朽化した家屋や低所得者層の住宅に倒壊被害が集中したこと、それゆえ被災後の生活や立ち直りにも影響が及んだことなどが確認され、災害を目の前に改めて浮上した素朴だが重要な視点としてこの観点が提示されている<sup>19</sup>。以下、やや長くなるがその全容を捉えておきたい。

…とりわけ高齢者や障害者の存在が「災害弱者」として改めて問題になった。被災直後の混乱の中で、障害者は情報から隔絶した状態に置かれがちであった。高齢者もまた、避難所や仮設住宅での不自由な生活の中で持病が悪化したり健康を害するなど、二次被害の犠牲になるものが続出した。マスコミの報道は、大都市の粗末なアパートに一人で住む独居老人の多さを改めて知らせたが、私たちも被害の程度を確認する家屋調査に出かけて彼らの存在とその生活の実態を知り、強い衝撃を受けた。

また外国人労働者の中には、日本語が分からないために避難場所が分からなかったり被災後に寄せられた支援を、長い間受けられなかった者もいる。これもことばの障害による二次災害と呼ぶべきであり、識字教育に関わりをもつものとしての責任を感じる。

あの激しい揺れと衝撃、破壊に遭遇したとき、健全な人間でもどのように判断したらよいかまったく分からなかった。障害や高齢や外国人であることなどのハンディキャップを負った人々の場合、それがどのような事態であったかは想像するだけに胸が痛む。その後の苦労も、通常より遥かに大きかったと考えるべきである<sup>20</sup>。

高齢者、障害者、外国人労働者の存在への注意の不足、そして結果として生じた二次災害とも呼ぶべき出来事、この2つの指摘を踏まえて考えてみると、今日的にも十分な対処が可能となり、常に住民の意識の俎上にのぼるようになっていく状況にあるとはいえないのではないだろうか。

<sup>19</sup> 同上、p.193。

<sup>20</sup> 同上。

こうした課題意識に基づく自己批判として提起されたつぎの指摘は今日的にも注目する必要がある。

日本の社会教育は、歴史的に地域での活動を本来の特徴として形成発展してきたが、施設が立派になり不十分ながら職員の配置が一定の水準に達するなど社会教育制度が整ってくるに従ってその特色を失い、施設に閉じこもってしまっていたのではないだろうか。職員の異同が激しく、じっくりと地域の実情を踏まえた仕事に取り組む余裕がないという職員の置かれた状況があるとはいえ、知らず知らずのうちに仕事の内容がマニュアル化し地域の実情に無頓着になってきたのではないだろうか。今回の地震は、いわゆる弱者の存在をあからさまに見せた。このような現実を目の前にして、社会教育は改めて地域の実情を直視し目の前の現実に手をさしのべ、深く関わることを自らの課題として自覚しなければならないのではないだろうか（下線引用者）<sup>21</sup>。

本来、日本の社会教育とは「地域での活動を本来の特徴として形成発展してきた」にもかかわらず、制度整備にともない「特色を失い、施設に閉じこもってしまっ」たのではないかという問題提起とは、今日の日本国内の多くの社会教育施設についても妥当する側面もあろう。2000年代以降の市町村合併にともなう施設機能や職員体制の変化など、現在では震災当時と異なる事態も進行しているであろうが、こうした今日の問題状況に連なる課題が震災を通じて改めて自覚化されたのである。さらに「知らず知らずのうちに仕事の内容がマニュアル化し地域の実情に無頓着になってきた」というように、こうした批判的な評価も震災という出来事が契機となっている。

特色を失い、施設に閉じこもり、仕事の内容がマニュアル化し、社会教育の存立基盤であるはずの地域の実情に無頓着になること、これら諸点が震災を通じて改めて課題化されたのだといってよい。この課題化の結果として導き出された解が「社会教育は改めて地域の実情を直視し目の前の現実に手をさしのべ、深く関わることを自らの課題として自覚」することであったのである。これらは極めて素朴なものであり、一見目新しさを感じさせるなにかを持つ反省ではない。しかしながら重要な点は、震災という非日常経験、すなわち日常が「常なるもの」でなくなるなかで、

<sup>21</sup> 同上、p.194。

改めて確認されたという意味において、単に素朴なものとして片づけることはできないはずである。それはある種の原理・原則として再確認、再定置されたものと見做さなければならぬはずである。

ここで確認されているのは、災害時において弱い立場に置かれる人々にとっては、常日頃から社会教育における学習機会の整備を意識しておくことが不可欠であり、社会教育職員として適切に地域現実をつかむ努力、地域社会へのアプローチを忘れないことが、災害時の弱者にとって役立つ可能性があるのだということだといえる。

翻って、高齢者や障害者、外国人の生活への関心は2010年代後半における今日にあって、十分に高まり、災害時弱者とならないための仕組みが整備され、生活の再スタートを切るにあたっての十分な学習機会や生活再建のチャンスが準備されているといえるのだろうか。過去の議論に立ち戻り、あらためて自らの置かれた状況を問い直す必要があるだろう。とはいえ、先ほども述べたように、市町村合併の進行にともなう社会教育施設および職員体制の変化を踏まえれば、これらの問題提起を受け止め得る職員体制を再整備し、事業内容を再編していくことは困難な場合もあるだろう。その意味では、同時に基礎自治体における社会教育行財政予算との関わりから問い直す必要があるといえるだろう。

## (2) 空前の実験という視点

こうした「弱い立場に置かれた人々」に対する視点のほか、防災計画と職員の初動体制に関する重要な指摘がある。

豪雨や震災など突発的な災害で、さらにその被害が長期化することを想定した場合、阪神・淡路の経験は参考になる。小論によれば、90年代半ば当時の各自治体の防災計画は水害等に対応するものであり、さらにその対応計画は一週間以内に限定されたものだった。しかし、阪神・淡路大震災の場合、「マニュアルがまったく存在しない中で手探りで事態に対処することを余儀なくされた」<sup>22</sup>という。その意味で、ここでは「…大災害の中で社会教育行政や施設およびその職員はどのような役割を果たすべきなのかという点での、空前の実験が行われたということでもある」<sup>23</sup>と評されている。

今日でも地震や水害にかかわる報道において、避難所と公民館という語が常にワンセットで語られるのを耳にする

<sup>22</sup> 同上、p.189。

<sup>23</sup> 同上。

が、阪神の場合も例外ではなかった。公民館、図書館、博物館、体育館などの社会教育施設は、住民の避難所として機能し、住民たちは災害のなかで社会教育施設に自らの退避場所を求めてきた。この現実について、「…私たちが本来の機能・役割として探求してきた「人々に公開され、人々が集まる場所」を地域につくる努力が、報いられたとあって良い事柄である」<sup>24</sup>とし、「私たちは地域に根付き地域の住民に支えられる社会教育施設づくりという今までの努力が、誤りではなかった」<sup>25</sup>と振り返っている。

しかしながら重要なのは、その一方で「手探りで事態に対処する」なかでの「圧倒的な準備不足」という課題について言及されている点である。これらの指摘は今後地域防災とのかかわりで社会教育施設およびその地域・集落の拠点施設の施設機能を改善・拡充する際に不可欠の視点となるだろう。

…防災施設としての社会教育施設の位置を考える上では、その圧倒的な準備不足が指摘されるべきである。マニュアルもなく何の物資もない中で、社会教育施設と職員は混乱の中で事態に対処せざるを得なかった。社会教育が、都市の「危機管理」機能の一部を引き受けるには、制度上・運営上の体制が余りにも不備であったことは、今度の経験から率直に反省すべき点である。

日本中の各都市の防災計画の中には、当然今後も社会教育施設が位置づけられることになるだろうが、その場合最低、以下の点を整えておく必要がある。

- (1) 緊急時の人員配置
- (2) 連絡体制
- (3) 一定の物資の備蓄
- (4) 鍵の住民委託<sup>26</sup>

(1) から (4) の箇条書きの内容は、「圧倒的な準備不足」を具体的に説明するものである。一方で、その前提となっている、①防災施設としての社会教育施設の位置を考える上でのマニュアルの必要性、②防災施設としての社会教育施設たる物資の準備、③都市の「危機管理」機能の一部を引き受けるための制度・運営上の体制など、今日においても学ぶべき点は少なくないのではないかと。

地域社会教育施設における災害時マニュアルの有無、物

<sup>24</sup> 同上、p.190。

<sup>25</sup> 同上。

<sup>26</sup> 同上。

資の準備状況、危機下における制度・運営上の体制の有無などは早急に確認可能なものでもあり、これらは一つの教訓として記憶にとどめ、現状の改善に役立てるべきものでもあろう。

## 2. なにを見定めておけばよいのか

—今日につなぐ阪神社会教育研究会の記録—

### (1) 阪神社会教育研究会の経験はどう生きているか

2017年に全国公民館連合会がまとめた『新訂公民館における災害ハンドブック』（以下、ハンドブックとする。）では、これまで確認してきた阪神・淡路大震災の経験に直接言及することはないが<sup>27</sup>、内容としてはこれまで検討してきたものと多くの重なりを有する。このハンドブックは「新訂」とあるように、2006年に発行され、2011年の増補改訂版を経て今日の「新訂版」に至っている。ハンドブックの存在は前述したように、「マニュアルがまったく存在しない」阪神・淡路大震災時からの大きな変化であるといえる。ハンドブックでは2000年代から2010年代にかけての災害の経験を踏まえ、かなり具体的な対応策が示されている。

たとえば、阪神社会教育研究会の記録との関わりでハンドブックの内容を確認しておけば、「災害への備え」の項目に、「カギの保管について考えよう」や「備蓄品・便利な物品を補完しよう」という項がある。鍵の保管に関しては、「公民館が閉鎖時の災害に備え、自主防災組織や自治会、行政担当者によって緊急に避難所を開設することが考えられるので、玄関など施設の鍵を別に保管することも考えましょう」<sup>28</sup>と記されている。さらに、物資の備蓄に関してはかなり詳細な記述がある。これは単なる水、食糧、消毒液、

<sup>27</sup> 公益社団法人全国公民館連合会『新訂公民館における災害ハンドブック』第一法規、2017。たとえば、本書「MEMO」欄および「体験談」欄には「阪神・淡路大震災」の経験が盛り込まれている。「MEMO」では「阪神・淡路大震災の情報提供例」と題され、「被災地の現状に合った生活情報・災害情報を提供するため、兵庫県に被災者支援専門のFM放送局の免許を臨時で与えた」、「地元の神戸新聞社では、本社が災害を受けたものの、他の新聞社の協力で1日も休まずに新聞を発行し、生活情報を提供。さらに、ミニ新聞も地域ごとに週1～2回発行し、きめの細かい情報サービスを行った」(p.44)とある。一方、「体験談」では、「雨水を貯めて水を確保」と題され、「地震後3日目くらいに雨が降りました。そのとき、総出でありつたけの器を外に並べて、雨水を貯めました。この水を、トイレを流す水に使ったりしました」、「携帯電話は全く役に立ちませんでした。公衆電話のほうがつながりやすく、公民館の公衆電話に多くの人が並びました」(p.52)とある。内容の多くは東日本大震災の経験を踏まえてのものであり、阪神・淡路大震災の経験への直接的な言及は少ないといえる。しかしながら、本ハンドブックは阪神・淡路大震災時には存在することのなかった「マニュアル」として世に問われたという意味で大きな意義があるといえる。

<sup>28</sup> 同上、p.9。

トイレトペーパーなどの具体的な備蓄品の必要性の指摘にとどまるものではなく、たとえば、自主防災組織、自治会等における備蓄場所、備蓄品目、備蓄量等に関する備蓄品リストなどの事前の情報共有の必要性なども指摘している。さらに、「公民館の対象区域内に、発電機や井戸などがある場所を事前に把握」することや「和室以外の会議室は床が固い場合が多いので、ウレタン素材等の敷物を用意」することなど、避難所運営の具体的な経験に基づく指摘もある。こうした点からも、ハンドブックが極めて実践的な内容を有するものであることが理解できるだろう。

また、阪神社会教育研究会の指摘した(1)と(2)に関連しては、「関係施設・団体、関係部局との相互連携体制を築いておこう」という項がハンドブックにはあり、「災害直後は、通信手段の混乱・情報途絶等もあり、その時点で新たに関係施設、団体と連携関係を築いておくことは困難です。事前の相互連携体制や非常災害救援協定などをつくっておくことが必要です」、また「…国・ブロック・都道府県・市町村・地域などの広域エリアの関係施設間で、または都道府県公民館連合会、全国公民館連合会など連盟組織のなかで、非常災害救援・協力体制について検討し、整備を進めましょう」<sup>29</sup>と書かれている。さらに、「災害対応マニュアルの作成」の項には、「災害時における来館者、職員の安全確保のため、職員の役割分担、避難用の場所、避難経路の確保などの計画を立てましょう。職員配置人数が少なかったり、全員が勤務していなかったりする場合も想定しておきます」<sup>30</sup>という内容も示されている。これらは、阪神社会教育研究会の記録を今日的な経験を踏まえてさらに具体化したものと読める。この他にも、ハンドブックでは「あると便利な物品リスト(例)」も付されており<sup>31</sup>、災害時対応の実際に即したリストも掲載されている。

このように危機に直面する現場では、災害時における社会教育施設での対応に関する技術的な知が受け継がれるような仕組みづくりが進められている。

### (2) 阪神社会教育研究会の経験の意味

ここで、今一度(1)の内容に立ち戻っておきたい。確認してきたように、ハンドブックは今日災害時対応において大きな役割を果たし得ることは間違いない。しかしな

<sup>29</sup> 同上、p.10。

<sup>30</sup> 同上、p.12。

<sup>31</sup> 同上、pp.10-11。

がら、阪神社会教育研究会の記録でもう一つ重要だったと考えられるのは「弱い立場に置かれた人々」への注目という姿勢であった。

たしかにハンドブックの「第2部 避難所としての対応マニュアル」には「さまざまな避難者への対応」という項目があり、「高齢者、障害者等への支援」、「子どもたちへの対応」、「外国人への対応」、「屋外避難者への対応」というように、避難所としての支援・対応の必要性に言及している<sup>32</sup>。しかし、阪神社会教育研究会の指摘は、社会教育施設の日常における「弱い立場に置かれた人々」への注目の必要性を示したものであり、災害時における避難所としての役割に限定したのではない。さらに、ハンドブックでは「公民館を活用した防災学習」という項目も設けられており、防災教育に資する社会教育の役割と方法について述べられている<sup>33</sup>。しかし、これについてもまた阪神社会教育研究会の場合は、異なった日常における社会教育実践の筋立てを考えていたといえる。

阪神社会教育研究会が重視したのは、日常における社会教育の意味、社会教育施設・社会教育職員の役割であった。「社会教育は改めて地域の実情を直視し目の前の現実を手をさしのべ、深く関わることを自らの課題として自覚しなければならない」といったのはこの前提条件においてである。この点を十分理解しておかねばならない。

阪神・淡路大震災の経験は今日、「技術的な知」としてマニュアル化され受け継がれつつある。これは十分評価されてよい動向であろう。しかし、もう一方で重要となるのは、その「技術的な知」が提起された文脈と提起を構成する原理・原則でもある。その意味で、阪神社会教育研究会の残した記録にみられる問いかけを、今一度適切に評価すべきなのではないだろうか。

## おわりに

2018年の『月刊公民館』10月号の特集は、「公民館の防災力を高めよう」であり、岡山市、宇和島市、広島市の事例が掲載されている<sup>34</sup>。いずれも豪雨災害に関連するものである。このように東日本大震災以降、災害という非日常と日常的な社会教育がどう向き合うのか問われる機会が増えてきている。このことは、阪神・淡路大震災の頃の状況

と大きく異なっているように思われる。

2003年の十勝沖地震、2004年の新潟県中越地震の発生時、阪神・淡路大震災のように災害と社会教育をテーマにした研究や論考はそこまで増加したようには思われない。それから2010年代に入り、2011年に東日本大震災が起きた。野元弘幸が指摘しているように、日本の社会教育における防災教育研究は必ずしも進展しておらず<sup>35</sup>、この傾向は今日でも大きな変化があるとはいえない。その一方で、ようやく防災教育や自然災害のかかわりで社会教育を問おうとする研究が見られるようになってきている<sup>36</sup>。

最後に、本稿での検討内容を踏まえつつ、本県鹿児島県の文脈に引き付けて、災害と社会教育の関係、日常における地域社会教育のあり方について考察をくわえておきたい。

2018年の『月刊公民館』10月号の内容と重ねて考えてみれば、鹿児島県は奄美群島をはじめ台風の常襲地域であり、鹿児島市の8.6水害(1993年)の経験のように都市機能を麻痺させる事態もかつてあった。また、出水市針原地区土石流災害(1997年)、川内川流域の氾濫をともなった鹿児島県北部豪雨災害(2006年)、奄美豪雨災害(2010年)など県下の基礎自治体では大規模な豪雨災害も生じており、その度に地域はその自然変動に適応してきたといえる。このように考えてみれば、災害前後の地域社会教育実践や社会教育関連諸施設・職員はどのようにその非日常に対応したのかという観点からの鹿児島県下の地域社会教育の現場の検証は研究的にも実践的にも今日一定の有効性を持ちうる。

災害との関わりで変化を被った事態があったとすればその内実とはどのようなものであり、災害後に見直されきた社会教育職員や施設の対応方法や日常の地域社会教育実践の編成原理の変化の有無など、固有に検討された成果が全国的にみても意味あるものとなる可能性は高い。

阪神・淡路の経験は今日、ハンドブックの形をとり、その理念が受け継がれつつある。鹿児島県の場合も過去の災害経験との関わりから考える地域の社会教育のあり方を全国に情報発信し、社会教育の現場における経験を後世に受け継ぐことは可能な試みであるといえる。それは必然的に日常の社会教育実践の反省を伴うものでありながら、未発展の分野である社会教育における防災教育の研究と実践の

<sup>32</sup> 同上、pp.41-42。

<sup>33</sup> 同上、pp.2-7。

<sup>34</sup> 公益社団法人全国公民館連合会編『月刊公民館』11月号、第一法規、2018。

<sup>35</sup> 野元弘幸「東日本大震災と社会教育の課題—岩手県大船渡市の復旧・復興支援活動を通じた考察—」首都大学東京人文科学研究科『人文学報』第471号、2013、p.72。

<sup>36</sup> 野元弘幸編著『社会教育における防災教育の展開』(前掲書)。

活性化にも寄与し得るはずである。

水害多発地域であるからこそ、この観点からの社会教育の制度と実践の検討は十分な価値を有する。また、その検討の過程にこそ鹿児島県の社会教育の発展の萌芽もまた存在するといえるのではないだろうか。

さらに、人口の流出と一層の高齢化が進行し、外国人労働者の受け入れが加速化するなかで、日常の社会教育実践において「ハンディキャップを負った人々」（阪神社会教育研究会）との新たな出会いをいかに創りだしていけるかが社会教育の現場で問われているといえる。自然災害は「常なるもの」をこわす。そこで露呈する現実弱者の一層の弱体化という事態である。ここ鹿児島県においても「社会教育は改めて地域の実情を直視し目の前の現実に手をさしのべ、深く関わることを自らの課題として自覚しなければならない」という言葉は、不断に想起されるべき一つの大原則となるのではないだろうか。災害と社会教育の関係という視座から足下の社会教育の価値を再認識していきたい。